

事例3「地域の事業者等と連携して万引きの防止を図る取組」(小学校)

取組のポイント

・本取組は、学校が地域に積極的に働きかけて、事業者等の協力も得ながら、万引きに関する具体的な事例を用いて、自分を大切にする気持ちや家族への思い、恥ずかしいと思う心情などを育成すること、万引きすることで被害にあう人がいることを思い起こさせ、改めてお店の方々の心情を考えさせることなどを柱とした指導を展開し、児童の万引きに対する理解や連携のための相互理解を深めることに特徴がある。

・万引きは刑法第235条で禁じられている窃盗罪にあたるものであり、学校での生徒指導に当たっては、未然防止のため、「万引きは金額の多寡によらず、社会において許されない犯罪行為である」ということを児童生徒にしっかりと認識させるなど、規範意識の向上に努めることが重要である。

活動の流れの概要

・万引きにかかわる実態を踏まえ、近隣の事業者に状況を説明し協力を要請



・警察署・事業者及び教員のチームティーチングによる授業



・非行防止教室の成果を家庭や地域に情報提供し、協力を要請するとともに、教育研究所の協力を得て他校への取組の普及を図る

教育課程上の位置付け

非行防止教室の開催(道徳)

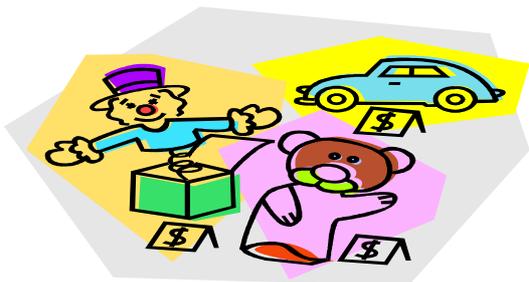
感想のまとめと発表(道徳)

実施までの経緯

・夏季休業前の指導の中で、万引きについては全体指導、学級指導を通じて重点的に取り組んでいたが、2学期に入り高学年の児童による万引きが発覚し、店舗及び警察と連携をとりながら個別指導と学級活動などを通して指導を行った。また、いずれのケースも低学年時からの継続及び深化が認められたため、非行防止教室の導入を検討した。

・これまでは、万引きが見つかった時点で店舗から学校へ連絡が入るケースは稀で、そのほとんどが保護者を呼んで清算して終わっていた。その背景としては、店舗側が学校や警察に通報することで客が遠のくのではないかという危惧があり、その場の指導で終わらせていた現状があった。

・また、金銭で解決すれば済むという感覚で対処する保護者が多く、店舗側も頭を抱えている現状や、規範意識が薄く、友だちに誘われて万引きが集団化するケースが多いこと、及び集団化した事例では、見つかるまでに相当数の万引きを重ねていることが多いなどの課題が指摘されていることを踏まえ、小学校の段階から万引きの実態について考えさせ、子どもたちの正しい理解を得るため、非行防止教室の開催を計画した。



事前の取組

・各生徒指導担当者が市内の主な店舗をまわり、非行防止教室の開催や万引き事案に対する学校の方針を伝え、各事業者の積極的な協力を要請した。こうした地道な取組により、学校への通報に消極的だった店舗からの通報や情報が入るようになる一方、学校からも情報を提供し、謝罪の日程を調整するなど、学校と店舗との連携が見られるようになり、非行防止教室開催の検討を円滑に進めることができた。

・非行防止教室の開催に当たっては、日頃から学校と連携している事業者者に正式に協力を依頼し、夏季休業中に授業の趣旨や展開について打ち合わせを行った。また、事業者の側からも、単に被害にあい、困っているということだけでなく、愛着のある商品が棚から消えているのを見たときの悲しみを子どもたちに分かってもらうための提案を積極的に取り入れるようにした。

非行防止教室の開催

万引き防止について、関係機関や事業者の方を交えた講義を行う。

指導を行う学校だけでなく、補導活動を行う補導員、実際に被害にあう店舗の方からも話をしていただき、3つの側面から考える。

<指導の流れ>

・世の中で決してしてはいけないことには、どんなことがあるでしょうか。

・お店の中の物を盗むこと、つまり万引きがあります。万引きもしてはいけないことです。今日はお店の店長さんが教室に来てくれましたので、お話を聞いてみましょう。

(店長)

・残念ながら、私の店でも万引きをする人がいます。みんなと同じ年くらいの子どものであっても、万引きをしてしまう人がいるのです。たのしい本や役に立つ本をみんなに買ってもらうために一生けんめいそろえた本が万引きされてしまうことは、とても悲しいことです。



・万引きをした人を見つけたら、警察に連絡しますし、保護者の方にも連絡しなければなりません。保護者の方が警察の方に呼ばれてお店にいくと、とても悲しそうです。泣いている方もいます。子どもが悪いことをしてしまったことがとても悲しいのです。このように、万引きは犯罪であるだけでなく、自分やまわりの人たちの心も傷つけてしまうような、絶対にしてはならないことなのです。

(少年補導職員)

・みなさんにクイズがあります。たとえば、お店の品物を盗み、店の人に見つかったので、お金を払って謝りました。このことは犯罪に当たるでしょうか？

・このことは犯罪に当たります。また、その場に一緒にいたり盗んだ物であると知りながらもらった場合も犯罪になるのですよ。



万引き行為の法的な扱いと適切な指導について

・被害を受ける業種は、スーパー、デパート、商店など様々であるが、平成14年6月に経済産業省が実施した書店を対象にしたアンケート調査によると、1店舗当たりの年間被害額は平均210万円（売上高の1～2%相当）となるなど、被害は大きい。また、同調査では、換金目的の犯行が増えているとの指摘がなされている。

・既に各地域においては、万引き防止に向けて、警察と教育委員会との連携の下、学校・警察連絡協議会における情報交換の他、児童生徒を対象とするアンケート調査の実施、商店会との協議、啓発資料の作成・配付などの取組が行われており、今後、それらの一層の充実が望まれる

（参考）刑法

第235条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。

非行防止教室を実施した後の感想

・自分が万引きをしたら、正直に言うのはこわいと思います。品物を返しに行くときもこっそり返しに行くと思います。今日まで、私は万引きはそんなに大きくないことだと、正直思っていました。とても大きな罪になることがわかりました。

・お店の人も悲しい気持ちになることがわかりました。私もたぶん、お店の方の立場になってみると、きっと悲しいと思います。これからは、万引きをする人がいたら注意するし、自分も万引きしないように気をつけたいと思います。

・万引きは悪いことと分かっているのだから、友だちのどちらかがやめようとか、声をかけたらよかったと思います。見ているだけでもだめなので、ぬすもうとする人がいたら、注意しないといけないということがわかりました。

事後の取組

・作文の時間を設け、「万引きが金銭では済まされない犯罪行為であるという認識」「自分を大切にす
る気持ち、家族への思い、恥ずかしいと思う心情」「被害にあう人がいることを思い起こさせ、あらた
めてお店の方々の心情を考えさせること」などが身に付いたか確認する。

・非行防止教室の開催後も、機会があるたびに、「不用意に店に行っていないか」「店の人に挨拶はき
ちんとできているか」などの呼びかけを続けるとともに、担当教員が各店舗に足を運び、指導経過を説
明し、情報交換に努めている。

・本取組の成果について、市教育委員会が開催する生徒指導担当者会において周知し、市内全小中学校
で実施していく方向で検討することとなった。さらに、市の教育研究所の協力により、県警本部少年課
が取組をまとめたビデオを作成し、県内各警察署に配布した。

本プログラムの活用により期待される成果と活用上の留意点

成果

・本プログラムは、学校側からの積極的な働きかけにより、地域の事業者の協力や、成功事例の周知・普及な
どを行うものである。また、警察及び店舗側の実際の意見を授業に取り入れることができ、授業展開が幅のあ
るものになったり、児童が法的知識を理解するとともに、子どもたちの問題解決能力及び感性をはぐくむ取組
を一体となっていくことが可能となるものである。

留意点

・小学校においてこのような非行防止教室を全校一体となって推進するためには、例えば校内研修において万
引きの実態や地域・関係機関からの情報をもとに共通理解を図るなどの工夫が求められる。

・高学年だけでなく、低学年においても、本取組に関連させて非行防止教室を行うとさらに活用できる。